

パブリックコメントを実施した「福岡県ワンヘルス及び人獣共通感染症対策等の推進に関する条例(仮称/素案)」
第1章(ワンヘルスの推進)に関していただいたご意見について

素案の第1章(第2章第36(人獣共通感染症等への対応力強化)及び第37(アジアに向けた防疫拠点の形成)を含む。)は、いただいたご意見も踏まえ、文言の整理等を行い、議員提案により令和2年12月18日の12月定例会閉会日にて可決・成立し、令和3年1月5日に公布されました。

なお、お寄せいただいた主なご意見と県議会の考え方は次のとおりです。

条例の該当条文	主なご意見(要旨)	県議会の考え方	
全体	第1章と第2章は分離して、それぞれ別個の条例とすべきである。	第2章については継続検討とされたこと及びご意見の趣旨も踏まえ、分離いたします。	
	第1章はワンヘルスを推進するための基本条例に相当するものであり、その内容は、理念や責務、執行体制等を定めているところ、第2章では、ワンヘルスに関連しないとはいえないものの、より喫緊の課題である(立法の要請が高い)感染症対策に係る執行体制や権利義務を個別具体的に定めていることから、章立てするのではなく、その内容は個別条例として整理すべきである。 現行のままでは、今後、ワンヘルスに係る新たな施策を行うための条例が必要となった場合であっても、章を追加して対応することになるが、一つの条例の中に様々な内容が含まれることで規定事項が輻輳するとともに、条例の題名からその内容を推知することが困難になるなど、わかりにくい条例になると思われる。		
	6つの課題それぞれに独立した条例として、分けて検討すべき		上記のとおりです。
	6つの課題それぞれに高度に専門的な検討が必要である。		
(基本理念) 第3条	「感染症」という文言そのものに反対である。 PCR検査で感染症と確定することはできないので、感染症対策はそもそも困難であるため。	PCR検査については、様々なご意見があるようですが、より正確で迅速な検査手法の研究も含めて、ワンヘルスの取組の課題となると考えています。	
	人の健康を最優先し、できる範囲で動物も大事にする条文にすべき 現実に人と動物の健康を同じように守れるはずがない。鳥インフルエンザで鳥は殺処分しているし、環境を守るためには道路は作れなくなるではないか。理想論にすぎない。 基本理念は素晴らしい考えだと思う。	人と動物は生態系の中で運命共同体です。殺処分を行うのは、他の鳥に感染させないための現実的手段ですが、ワンヘルスは、個別の事案の問題ではなく、また、どちらの「健康」が優先されるべきかという選択の問題でもありません。生態系全体として人の健康も動物の健康も(そして環境の健康も)一つという理念です。 ありがとうございます。	
(医師、獣医師及び医療関係団体の役割) 第6条	見出しから「医療関係団体」を削除すべき 条文の主語は、医師及び獣医師なので見出しに「医療関係団体」は不要ではないか。	個々の医師や獣医師がそれぞれ情報交換や連携をすることは現実的に困難であり、医療関係団体が仲介することが現実的です。従って、本条中に医療関係団体の役割も規定しているため、この見出しにしています。	
(研究者、研究機関等の役割) 第7条	「又はこれに配慮して」を削除すべき 他の条文では「基本理念にのっとり」のみ規定しているのに、本条のみ「基本理念にのっとり、又はこれに配慮して」と加える意味が不明	研究者の研究内容は、特に自主性、独立性を尊重する必要があるため、このような規定にしています。	
(ワンヘルス関係団体の役割) 第8条	削除すべき 団体に何かをするよう義務付けるのはおかしい。何かをやらせようとする補助金を出すことになるのではないか。無駄であり、許されない。	本条は、義務付けを行ったり、支援を想定しているのではなく、ワンヘルスに自主的に取り組む団体の役割・位置づけを明確にしたものです。	
(ワンヘルス実践の基本方針) 第9条	第4項(環境保護)、第6項(健康づくり)、第7項(環境と人と動物のより良い関係づくり)の部分削除 第4項は、過激な団体に利用される。第6項は、「ワンヘルスの実践として推進する」の意味が不明。第7項は、「地産地消」が安全とは限らず誤解を生む。食育も何を食べたらいいかなど、どう決めるのか等意味が不明。	本条の各項は、それぞれの主体が、努力義務として自主的に取り組む活動の基本方針を示したものにすぎません。第6項については、議会各会派のご意見を基に、さらに見直し、ご指摘の表現は改めています。また、第7項についても、各会派から同様のご指摘を受け、改めています。	
	第5項から第7項は特に大事にして、地球上の生き物の一員として、生物多様性の観点から、化学物質を生み出さない、環境に放出しないための施策を推進してほしい。	ご理解ありがとうございます。	
	(第3項)薬剤耐性菌対策で、WHOと連携するとしていることに反対。(第7項)「人の体に有益な働きをする細菌(善玉菌)」を体内に取り入れることを必要と決めつけることに反対	薬剤耐性菌対策に関する世界の取組との連携は必要と考えます。善玉菌については、「活用」に留めました。	
	(第3項)新型コロナ騒ぎの根源はWHOの施策によるもの。問題があるWHOと連携すべきでない。(第7項)善玉菌だけが体を守る働きをしているわけではない。バランスが必要。善玉菌をうたい文句とする特定のビジネスを支援することになる。		
	(第7項)の(1)「食を通じて善玉菌体内に取り入れる」は「微生物と共生する必要がある」に修正すべき。(2)地産地消が安全であると前提しているのは間違い。(3)漠然とした表現ではなく、具体的に。 (1)食で積極的に摂取が必要なものではない。(2)そもそも日本の安全基準は甘い。安全性の基準と条件を明確にすべき。(4)無農薬、無化学肥料の推進やそれに取り組む農家への支援、遺伝子組み換え等の排除を進めてほしい。	善玉菌については、上記のとおり見直しています。地産地消についても、各会派からご指摘があり、見直しています。なお、各号の具体的な内容は、今後、県が作成する実行計画(第11条)で記載されることとなります。	

条例の該当条文	主なご意見（要旨）	県議会の考え方
(ワンヘルス実践の基本方針) 第9条	(第4項)環境保護の「生物の棲み分け」の意味が不明 森林の微生物と人間社会の棲み分けなのか、人と野生動物の棲み分けなのか不明。	「生物」には野生動物も微生物も含まれます。なお、野生動物との共存については、環境保護とは別の側面もありますので、第7項にも記述しています。
	第7項の「次の各号に掲げる観点を踏まえ」は不要。柱書も、「環境と人と動物を往来する微生物は、人の健康をつかさどるため、より健康で安全な農畜産物としての地産地消を推進し、併せて環境と動物と食料の連鎖を食育として取り扱い、重要視する」としてどうか。	他の様々なご意見も踏まえて、表現は改めています。
	各号列記の部分が諄くなっているため	
	基本理念を読んで、この条例はとても大きなテーマ(を扱っている)と感じた。特に(第7項の)人と動物の共生社会づくりは大いに賛成したい。	ありがとうございます。
	この条例を具体的に推進していく過程で、人とともに働く動物の価値を見直したり、再発見する機会が増えると思います。災害救助犬、セラピードッグや盲導犬、聴導犬などの介助犬等とともに生活することでQOLが維持され、豊かになっている人がいます。条例による普及は、これまで以上に社会的な理解につながると思いますし、生活がしやすくなる人が増えていくと思います。さらに、ワンヘルスの大きな枠組みで考えると、アニマルセラピーの対象を病気や障害のある人に限るのではなく、多くの人たちにとって必要なものと認識されていくのではと期待しています。「医療、福祉、教育等の様々な分野で広く活用」との部分も、様々な専門分野が横に繋がっていくことの大切さが示されている点で素晴らしいと感じました。是非、条例を成立させてください。	
第4項の「ウイルス等の微生物が人間社会に侵入する」は削除すべき 人間が自然界に侵入したのであり、人間中心主義の表現	「ウイルスと人間が遭遇」と改めています。	
(ワンヘルス実践の基本方針) 第9条 (推進体制の整備) 第13条	賛成 各課題のいくつかは、各所管部局ですでに実践されている。しかし、これらの多岐にわたる事業の推進には、各部局を超えた取組が必要。現在の縦割りを超えた啓発。実践が行える総合的な組織が不可欠だと思います。	ありがとうございます。
(県民及び事業者の理解の促進) 第10条	第3項のモデル地区・学校の整備等は削除 このような施策は行政が状況に応じて計画・実施すればよく、条例で定める必要はない。	基本条例は、知事等の行政執行部に対し、施策の方向性を示すものです。ワンヘルスは新しい理念であり、コンテンツはこれから作り上げていく必要がため、モデルづくりは極めて有効と考えています。
	別に「学校及び教育関係機関の役割」として独立した条にした方がいいのではないか。	本条へのご期待ありがとうございます。別条にすることは、全体のバランス上見送りますが、ご意見の趣旨は、本項のままで活かされると考えます。
	現在、農業高校では、「いのち」、「環境」、「食」を中心に据えた農業教育や食育を展開している。GAP、HACCPなど生産工程における環境や人への負荷を軽減する取組を実践しており、モデル学校としてさらに環境を整備することで、地域の児童生徒への教育はもちろん、広く県民への啓発に協力できる環境にある。これを機に農業高校への投資が行われれば、本事業の初期の目的達成に寄与できるし、農業を学ぶ生徒にとって大きなチャンスになります。	
(推進体制の整備) 第13条 (ワンヘルス中核拠点の形成等) 第14条	組織体制の整備の仕方まで踏み込んだ部分は削除すべき 行政の組織整備は県行政全体の効率的・効果的な運営を図るため、行政がその時々 の情勢や行革審答申等を踏まえ、計画、実施すべきものであり、条例による規定は最 小限に留めるべき。	県執行部との協議を踏まえ、規定を簡略化しています。
	反対 膨大な予算が必要になるし、事務の再編整備や体制強化の必要性やメリットが感じ られない。ワンヘルスセンターとすることでWHOのように情報や対策の偏りが発生 する危険性がある。	ワンヘルスセンターは、基本的に「機能の再編」であり、県の実行計画により、必要最小限の予算の中で整備されるものと理解しています。
	ワンヘルスセンターに賛成 従来の検査だけ行う機関だけではなく、その内容を県民に伝達する機関、さらに健 康づくりの啓発を行う機関等を一つにまとめ、総合的かつ迅速に対応できる新しい拠 点づくりは非常に重要。	ご理解ありがとうございます。
	削除すべき この規定の趣旨がどこにあるのか、啓発なのか、推進体制の整備なのか、非常時の 対応整備なのか不明で、条例に規定するのではなく、行政側が現場ニーズに合わせて 検討実施していく方がよい。	ワンヘルス推進事業者の登録は、まずは啓発が主目的ですが、将来的には、事業者の事業活動を通じた協働の推進への参加も期待しているものです。
(ワンヘルス推進事業者の登録等) 第16条	削除すべき 趣旨説明に事業者の差別を行うように読める部分があるため。登録について登録料 等の負担が必要になったり、登録しないと何らかの不利益があるのではないかと疑わ れる。	規定の表現と趣旨説明を改めました。
	(人獣共通感染症対策等の拠点の形成) 第19条	アジア防疫センターの誘致に反対 内容が不透明である、膨大な予算が必要になるだろう。
アジア防疫センターの誘致に反対 研究等のために病原体を持ち込んで、県民等にリスクをもたらすことになる。セン ターの詳細について何ら説明がない。内容を説明した上で県民に是非を問うべき。		上記のとおりです。